

第5号様式（第7条関係）

会 議 録

会議の名称	令和4年度第2回清須市成年後見センター設立準備委員会
開催日時	令和4年10月4日（火） 午後2時から午後3時10分
開催場所	清須市役所 南館3階 大会議室
議題	1. あいさつ 2. 議題 (1) 清須市成年後見制度利用促進基本計画（案）について （資料1） (2) 清須市成年後見支援センターの概要（案）等について （資料2）（資料3）（資料4） (3) 成年後見制度利用に関する助成について （資料5） (4) パブリック・コメントの実施について （資料6）
会議資料	次第 資料1 清須市成年後見制度利用促進基本計画（案）について 資料2 清須市成年後見支援センターの概要（案）について 資料3 清須市成年後見支援センターの組織（案）について 資料4 清須市成年後見支援センターの運營業務委託仕様書（案）について 資料5 成年後見制度利用に関する助成について 資料6 パブリック・コメントの実施について
公開・非公開の別（非公開の場合はその理由）	公開
傍聴人の数（公開した場合）	0人
出席委員	小川委員、児玉委員、河村委員、渡邊委員、高杉委員、中出委員、太田委員、加藤健康福祉部長
欠席委員	田中委員、後藤委員、
オブザーバー	（福）愛知県社会福祉協議会中上専門員 （福）清須市社会福祉協議会山内事務局長
事務局	（清須市役所高齢福祉課） 古川健康福祉部次長兼高齢福祉課長、酒井課長補佐、青山介護予防係長、鈴木高齢福祉係長、斯波主事 （清須市役所社会福祉課） 鈴木社会福祉課長、石黒障害福祉係長
	1. あいさつ

●事務局

定刻となりましたので、ただいまから「令和4年度第2回清須市成年後見センター設立準備委員会」を始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところお集まり頂きまして、ありがとうございます。私は、進行役を務めさせていただきます健康福祉部次長兼高齢福祉課長の古川です。よろしくお願いいたします。

会議に入る前に、委員の皆様にあらかじめご承知いただく事項として、本市では「附属機関等の会議の公開に関する要綱」を定めており、本委員会の会議及び会議録は公開となりますので、よろしくお願いいたします。なお、本日傍聴の方はおみえになりません。田中委員、後藤委員につきましては、所要のためご欠席されていますのでよろしくお願いいたします。

第1回の委員会では、清須市成年後見センターの設立について、清須市社会福祉協議会への業務委託を検討することで委員の皆様にはご了承をいただきました。清須市成年後見制度利用促進基本計画（案）、清須市成年後見支援センターの概要（案）について、清須市社会福祉協議会と協議を重ね、受託を検討していただけるとの了承が得られましたので、清須市社会福祉協議会へ委託の準備を進めることに、皆様ご賛同いただけますか。

<委員了承>

それでは、議事進行につきましては、本委員会設置要綱第5条第3項の規定により委員長が議長になることになっておりますので、以後の進行につきましては、小川委員長よろしくお願いいたします。

◎小川委員長

委員長の小川でございます。

皆様、円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の会議録署名委員を決めたいと思います。

高杉委員と太田委員を指名させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは早速でございますが、ただいまから議事に入らせていただきます。

2. 議題（1）清須市成年後見制度利用促進基本計画（案）について事務局から説明をお願いします。

●事務局

前回の委員会では、成年後見センターの名称を権利擁護センターとする案をお示ししましたが、権利擁護は高齢者、障がい者の権利を護

るという人権に関わるとても大きな意味合いであるので、成年後見制度の周知、理解を図り、成年後見制度の支援を行う機関であるということをも名称で分かりやすくするために、今回の委員会では成年後見支援センターに変更する案をお示しいたします。

資料に基づき説明

(資料1) 清須市成年後見制度利用促進基本計画(案)について

◎小川委員長

ありがとうございました。ただいまの説明に何か質問・意見がございましたら、挙手をお願いします。

○河村委員

資料1の8ページ、③清須市社会福祉協議会日常生活自立支援事業利用者数において、新規契約者数があまり多くないのはどうしてでしょうか。これは、利用する機会がないのか、周知されていないことによるものでしょうか。こちらの制度は費用も安価ですし、一人暮らしの高齢者にとってはとてもよい制度だと思いますので、もっと利用があると思っていました。

●事務局

平成28年度から令和3年度にかけて、新規契約者数はあまり増加していません。この事業は清須市社会福祉協議会が実施しており、困難ケースが発覚してこの事業の利用につながる場合が多くなっています。困難ケースは増加の傾向にあるので、利用が少ない理由については、社会福祉協議会に確認いたします。

○河村委員

センターの事業内容では、日常生活自立支援事業からのスムーズな成年後見制度移行があります。日常生活自立支援事業は契約行為で、ある程度の意思能力が必要です。次第に判断能力が無くなり日常生活自立支援事業の利用が困難になってきたら、成年後見制度へ移行するのが理想です。日常生活自立支援事業の需要はあると思いますので、利用者数が少ないことについて検討していただきたいと思います。

●事務局

日常生活自立支援事業の制度周知と成年後見制度の利用とはつながりがあると思います。今後も社会福祉協議会と連携して日常生活自立支援事業の周知に努めていきたいと思っています。

◎小川委員長

ありがとうございました。他に意見等がないようですので、議題(2) 清須市成年後見支援センターの概要(案)等について事務局からの説

明をお願いします。

●事務局

資料に基づき説明

(資料2) 清須市成年後見支援センターの概要(案)について

(資料3) 清須市成年後見支援センターの組織(案)について

◎小川委員長

ありがとうございました。ただいまの説明に何か質問・意見がございましたら、挙手をお願いします。

○児玉委員

資料2の9の(3)成年後見制度利用促進業務の①成年後見人受任者調整支援ですが、具体的にどのような支援でしょうか。

●事務局

支援検討会議を開催し、市長申立をする際に事前に後見人を推薦することを考えております。会議では弁護士、司法書士、社会福祉士の方にご参加いただき、あらかじめ後見人候補者の方をご推薦いただきます。緊急対応でいち早く後見人を選任しなければならない場合、後見人推薦を行うことで家庭裁判所において迅速に後見人が選任され、早い対応ができるというメリットがあります。

○児玉委員

現在申立前に弁護士会に働きかけて、事前に後見人を推薦していただいていますでしょうか。

●事務局

推薦していただいております。あくまでも家庭裁判所に一任をしています。

○児玉委員

弁護士会との間で後見人を推薦する仕組みができていますでしょうか。

●事務局

現在仕組みはできていません。支援検討会議に弁護士の方にご参加いただき、後見人として弁護士の方がふさわしいとなった場合弁護士会に働きかけてどなたかご推薦をいただければと考えています。ご参加いただいた弁護士さんが弁護士会とのパイプ役を担っていただきたいと思います。

○児玉委員

司法書士会ではその仕組みはありますか。

○河村委員

申立の段階で司法書士会の公益社団法人成年後見センターのリーガルサポートと契約をし、事前の推薦をいただく仕組みがあります。約2週間以内で推薦がなされます。

◎小川委員長

ありがとうございました。その他にはよろしいでしょうか。引き続き（資料4）清須市成年後見支援センターの運營業務委託仕様書（案）についてに移ります。事務局からの説明をお願いします。

●事務局

資料に基づき説明

（資料4）清須市成年後見支援センターの運營業務委託仕様書（案）について

◎小川委員長

ありがとうございました。ただいまの説明に何か質問・意見がございましたら、挙手をお願いします。

○太田委員

令和元年に身体障害者福祉協会から心身障害者福祉協会に名称を変更しました。その際療育手帳を持っているお子さんたちが青年部として協会に加入しました。親御さんは清須市児童発達支援センターの設立を願っています。まだお子さんたちは年齢が低いのですが、成年後見制度の心配をされています。

資料のなかで認知症高齢者、独居高齢者が増加しているということで、任意後見制度の周知を図っていただき、センターの開設は来年の6月ですが早めに啓発していただきたいと思えます。

また、精神障害者も増加していますが、私は障害区分の判定審査会に3年ほど参加しています。そのなかで成年後見制度の利用者は1名です。精神障害者の40歳代が増えているようです。さまざまな支援を受けているとは思いますが、包括的な支援の工夫を考えていただきたいと思えます。

◎小川委員長

ありがとうございました。他にご意見等がないようですので、議題（3）成年後見制度利用に関する助成について事務局から説明をお願いします。

●事務局

資料に基づき説明

(資料5) 成年後見制度利用に関する助成について

◎小川委員長

ありがとうございました。ただいまの説明に何か質問・意見がございましたら、挙手をお願いします。

○河村委員

資力状況について、現在は生活保護受給者相当ということですが、具体的に何か検討はされていますか。隣接している市では資力条件を収入150万円以下としています。それぐらいに拡充される予定でしょうか。

●事務局

資力状況は、細かな制度の組み立てが必要となってきます。現在収入の金額の線引きは具体的に決まっておられません。他市町の状況を把握し、今後検討していきたいと考えております。

○河村委員

報酬の制度がある、ないはとても大切なことですので、今後是非検討していただきたいと思います。

◎小川委員長

ありがとうございました。他にご意見等がないようですので、議題(4)パブリック・コメントの実施について事務局から説明をお願いします。

●事務局

資料に基づき説明

(資料6) パブリック・コメントの実施について

◎小川委員長

ありがとうございました。ただいまの説明に何か質問・意見がございましたら、挙手をお願いします。ご意見等がないようですので、これにて全ての議題は終了となります。皆様、円滑な議事進行にご協力頂きありがとうございました。

それでは、本日、清須市社会福祉協議会の山内様がオブザーバーとして参加されています。ご意見がありましたらお願いいたします。

○山内オブザーバー

清須市社会福祉協議会の山内です。本日の委員会の協議を受けまし

て、社会福祉協議会の理事会、協議会に諮りまして事業の受託について手続きを進められたらと思っております。

また、仕様の細かな点については行政とさらに協議を進めさせていただきたいと思っております。

◎小川委員長

ありがとうございました。最後にオブザーバーとしてご参加くださいました愛知県社会福祉協議会の中上様よりご意見をいただきたいと思います。

○中上オブザーバー

愛知県の尾張西部、海部の地域においては、センターの整備が遅れている状況で、愛知県内ではほとんど整備が進んでいます。清須市は来年の6月に設立される予定ですが、まだ整備が進んでいない自治体はいくつかあります。後発隊は、欠点ばかりではなく、利点もあります。既に設立した成功例、失敗例を参考にしながら検討することができます。私もいろいろな自治体においてセンターの設立に関わっております。成功している自治体は、パートナーシップ、連携がうまく図られています。チーム会議、支援検討会議において、成年後見支援センターの職員だけでなく、社会福祉協議会の地域包括支援センター、障がい者サポートセンターと情報を共有し協力しながら、どのような支援が必要なかを行政の職員も交えて話し合いを行い、気軽に相談できる関係が構築できればよいと思っております。

また、後見人の選任においては家庭裁判所との連携も必要となってきます。今後センター機能の充実を図るなかで、情報を十分に出し合い連携していただきたいと思います。

◎小川委員長

ありがとうございました。次に3. その他ですが、事務局から事務連絡をお願いします。

●事務局

本日は大変貴重なご意見をありがとうございました。ご自身の立場からのご意見もいただきまして、高齢者だけでなく障がい者の視点、成年後見制度の啓発活動も必要であると実感いたしました。本日のご意見を踏まえ、清須市成年後見制度利用促進基本計画（案）を修正いたします。その後、パブリック・コメントのご意見も反映したのち、来年2月または3月に第3回委員会を開催する予定です。事前に通知いたしますので、ご出席賜りますようよろしくお願いいたします。第3回の委員会がセンター設立に向けての最後の委員会となります。今後も社会福祉協議会と協議し、センターがよりよい運営となるよう検討を重ねていきたいと思っております。

	<p>本日清須市成年後見制度利用促進基本計画（案）のパブリック・コメントの実施について委員の皆様のご承認をいただきたいと思いますが、委員長よろしいでしょうか。</p> <p>◎小川委員長 だだいまのパブリック・コメントについてご承認いただけますでしょうか。</p> <p><委員了承></p> <p>●事務局 ありがとうございます。それでは、委員の皆様のご承認をいただきましたので、パブリック・コメントの手続きを進めさせていただきたいと思います。</p> <p>◎小川委員長 それでは、議題も全て終了いたしました。委員の皆様から様々なご意見をいただきありがとうございました。それでは、事務局へマイクを返します。</p> <p>●事務局 これもちまして、令和4年度第2回清須市成年後見センター設立準備委員会を閉会いたします。 本日は円滑な進行にご協力頂きましてありがとうございました。</p> <p>閉会 (午後3時10分)</p>
会議の結果	会議の経過に示したとおり

会議の経過を記載して、その相違のないことを証するためにここに署名する。

令和 4年10月21日
署名委員 太田 良治

令和 4年10月21日
署名委員 高杉 英明